

公営住宅法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案 参照条文

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。

二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

三 二十五（略）

十六 事業主体 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。

附 則（平成八年法律第五十五号）（抄）

1・2（略）

3 この法律による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、新法第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第四項及び第五項並びに第五十二条第二号及び第三号の規定は適用せず、旧法第十二条、第十二条の三から第十四条まで、第十七条、第二十条から第二十二條まで、第二十三条の二から第二十三条の十まで及び第三十条（第一号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の公営住宅については、新法第十七条の規定は適用せず、旧法第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

5 20（略）

平成八年法律第五十五号による改正前の公営住宅法（抄）

（家賃収入補助）

第十二条の二 国は、事業主体に対して、政令で定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において、当該事業主体の管理する公営住宅に係る公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用（第八条第三項の規定により公営住宅の建設に係る公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用について国から補助を受けたときは、当該費用を除く。次項及び第三項において同じ。）の額に政令で定める率を乗じて得た金額を補助するものとする。

2・3 （略）

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）

附 則（平成八年政令第二百四十八号）（抄）

1 （略）

2 公営住宅法の一部を改正する法律による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、この政令による改正前の公営住宅法施行令（次項及び附則第四項において「旧令」という。）第一条第三号、第四条、第四条の四、第四条の五、第四条の七、第五条、第六条の二から第六条の五まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の公営住宅については、旧令第四条の二及び第四条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第四条の二中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

4 24 （略）

平成八年政令第二百四十八号による改正前の公営住宅法施行令（抄）

(家賃収入補助)

第四条の二 法第十二条の二第一項の規定による国の補助金額は、建設大臣の定めるところにより、当該年度において事業主体が公営住宅を管理する期間(当該公営住宅に、当該年度の建設大臣の定める日において法第二十一条の二第一項の規定に該当する入居者が入居している期間を除く。)に応じて算定するものとする。

第四条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める率は、次に掲げる表の上欄各項に定める区分に応じて、下欄各項に定める率に、第一種公営住宅にあつては二分の一を、第二種公営住宅にあつては三分の二(激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二条第一項の規定により国の補助を受けて建設する住宅については、最初の五年間は、四分の三)をそれぞれ乗じた率とする。

公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用	率
住宅を建設するために必要な土地の所有権の取得に要する費用	百分の六
住宅を建設するために必要な宅地の造成に要する費用	
耐火構造の住宅を建設するために必要な借地権の取得に要する費用	百分の六・九八
準耐火構造の住宅を建設するために必要な借地権の取得に要する費用	百分の六・四五二
木造の住宅を建設するために必要な借地権の取得に要する費用	百分の七・二二七